

## 見積業者選定経過書 別紙

### 1 見積業者の選定方法

- (1) 下記「評価基準表」の項目ごとにあらかじめ定めた配点により評価し、項目ごとの各構成員の評価点の平均点を「会議評価点」とする。
- (2) 会議評価点の合計点について最高点となった者を見積業者として選定する。なお、評価の結果、最高点となった者の評価点が100点満点中60点以下の場合は選定しない。
- (3) 会議評価点の合計点が最高点となった者が複数となった場合は、評価結果に基づき、産業技術課長が見積業者を選定する。

評価基準表

項目	審査内容	配点
1 業務の内容	・伝統的工芸品等の商品または地域のブランディングに関して十分な知見（知識）を有しているか。	30
2 業務の実施体制	・本事業を遂行できる体制を有しているか。	20
3 業務についての経験若しくは技術的適正の有無に関する事項	・調査・分析業務の内容は適切か。 ・伝統的工芸品等の商品または地域のブランディング事業を実施した十分な実績があるか。 ・県内伝統的工芸品の「ブランドコンセプト」について現段階で適切なビジョンを有しているか。	30
4 業務に要する経費及びその内訳	・見積内容、積算根拠が適切か。	10
5 その他業務の目的を達するために有効な事項	・本事業を効果的に遂行できる提案となっているか。	10
合 計		100

### (採点方法)

各項目について5段階で評価することとし、「普通」を基本として、普通より優れているものは「良」、さほど評価できないものは「可」、また、特別に優れていると判断できるものは「優」、まったく評価できないものは「不可」とする。配点は次のとおり。

1. 30点満点の項目 優が30点、良が24点、普通が18点、可が12点、不可が6点
1. 20点満点の項目 優が20点、良が16点、普通が12点、可が8点、不可が4点
1. 10点満点の項目 優が10点、良が8点、普通が6点、可が4点、不可が2点